

令和2年度

第1回 ひょうごスーパーハイスクール運営指導委員会

第1回 学校評議員会 (兼 学校関係者評価委員会)



令和2年7月22日(水) 14:00 ~ 15:00



兵庫県立伊丹高等学校

第 1 回 HSH 運営指導委員会並びに第 1 回学校評議員会について

1 日 時 令和 2 年 7 月 2 2 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

2 場 所 県立伊丹高等学校 緑創館会議室

3 出席者

(1) HSH 運営指導委員

名 前	ふりがな	所 属 等
三谷 稔	みたに しげる	伊丹市緑ヶ丘自治会会長
石川 慎一郎	いしかわ しんいちろう	神戸大学大学教育推進機構教授
佐藤 由紀子	さとう ゆきこ	伊丹市立美術館館長
西川 広之	にしかわ ひろゆき	小西酒造株式会社総務部長
丸岡 正和	まるおか まさかず	松谷化学工業株式会社 広報室 部長代理
大西 規之	おおにし のりゆき	伊丹市立西中学校校長
棚野 哲朗	なぎの てつろう	本校 P T A 会長

(2) 本校職員

名 前	ふりがな	分 掌 等
磯村 要	いそむら もとむ	校長
牧野 徹	まきの とおる	教頭
山本 武司	やまもと たけし	事務長
上山 照仁	うえやま てるひと	総務図書部長
村松 伸一	むらまつ しんいち	教務部長
大前 淳	おおまえ あつし	生徒指導部長
松村 敦	まつむら あつし	進路指導部長
大上 佐苗	だいじょう さなえ	保健部長
中山 圭二	なかやま けいじ	企画国際部長
北村 昌靖	きたむら まさやす	1 学年主任
乾 充広	いぬい みつひろ	2 学年主任
五ノ井 幹也	ごのい みきや	3 学年主任
佐藤 司	さとう つかさ	企画国際部
松浦 雅代	まつうら まさよ	企画国際部
黒田 由喜	くろだ ゆき	企画国際部

兵庫県立伊丹高等学校ひょうごスーパーハイスクール運営指導委員会設置要綱

(設 置)

第1条 「ひょうごスーパーハイスクール実施要項」に基づき、兵庫県立伊丹高等学校にひょうごスーパーハイスクール運営指導委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(役 割)

第2条 委員は学校長の求めに応じ、ひょうごスーパーハイスクール研究開発を行うにあたり、事業の内容、研究方法、研究成果と課題等について、専門的見地から協議、指導、助言、評価を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、委員7名以内で構成する。

2 委員は、学識経験者、専門的知識を有する者、連携企業関係者、関係行政機関の職員から、学校長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、その年度の3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集及び主催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(謝 金)

第7条 委員等が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

ただし、県職員（学識経験者として就任する大学教育職の県職員を除く。）及び県費負担教職員にあっては支給しない。

(旅 費)

第8条 委員等が委員会の職務を行うために、会議に出席したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）に基づき支給する。

(庶 務)

第9条 指定校に事務局を置き、委員会の庶務は、事務局において処理をする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和3年3月31日で効力を失う。

1 趣旨

Society5.0 社会の到来に向け、未来を切り拓くために必要な資質・能力として、論理的思考力、課題解決能力、コミュニケーション能力、主体性等を身につけ、将来、国際的な舞台や地域でリーダーとして活躍する人材を育成する。

2 概要

将来、国際的な舞台や地域でリーダーとして活躍する人材を育成するため、海外の大学・国際機関での調査研究や海外交流校での共同研究、国内の大学・企業での調査研究、自治体や産業界と連携して地域課題の解決に向けた取組を行う学校をひょうごスーパーハイスクールに指定し、SSHや地域との協働等の国事業指定を目指す。

3 指定校

県立高等学校 10 校（先進校枠 5 校、グローバル枠 2～3 校、ローカル枠 2～3 校）

・先進校枠

国内外での調査研究が全国トップレベルとなるよう取り組む学校（SSH、地域との協働等の国事業の指定を目指す学校等）

・グローバル枠

海外の大学、高校、国際機関等と連携してグローバルな視点で調査研究に発展的に取り組む学校

・ローカル枠

地域の自治体、企業等と連携して地域課題の解決等について調査研究に発展的に取り組む学校

（なお、令和 2 年度に国の事業である SSH、地域との協働等の指定校となった場合は、募集の対象外とする。）

4 指定 期間

令和 2 年度～令和 3 年度（2 年間）

（なお、令和 3 年度に国の事業である SSH、地域との協働等の指定校となった場合は、上記指定期間によらない。）

5 実施経費

経費については、年度ごとに承認する。

6 懇話会等への参加

(1) 指定校は、県教育委員会が主催するひょうご次世代リーダー育成推進懇話会（仮称）に出席する。

(2) ひょうご次世代リーダー育成推進懇話会（仮称）の要綱については、別途定める。

(3) 指定校は、県教育委員会が主催する「国際問題を考える日」に参加し、研究成果を発表する。

兵庫県立伊丹高等学校学校評議員設置要綱

(目的)

第1条 学校の教育活動について、地域住民や保護者から幅広く意見を聞き、地域社会からの支援・協力を得て、開かれた学校づくりを推進するため、兵庫県立伊丹高等学校に学校評議員（以下「評議員」という。）を置く。

(役割)

第2条 評議員は、校長の求めに応じ、次の事項について意見を述べる。

- (1) 学校の魅力・特色づくりに向けた取組に関すること。
- (2) 家庭や地域社会と連携した学校教育活動に関すること。

(委嘱)

第3条 評議員は次に該当する者の中から校長が委嘱する。

- (1) 教育に関する理解及び識見を有する者
- (2) 学校が地域社会の連携支援及び意見を求めるための組織の代表者又は構成員

2 評議員の人数は、7名以内とする。

3 評議員の任期は、委嘱の日から原則として1年とする。

4 年度途中において委嘱した場合は、前任者の残任期間とする。

5 委嘱にあたっては、委嘱通知書（様式1）を交付する。

(評議員会)

第4条 評議員からなる評議員会を設置する。

2 評議員会は、校長が招集する。

3 評議員会の開催回数は、年間2回以上とする。

4 評議員会は、必要に応じて担当教職員の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 評議員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第6条 校長は、評議員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 辞職を願い出て承認した場合
- (2) 死亡したとき
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えられない場合
- (4) 守秘義務に違反した、評議員の職の信用を傷つけたなど、評議員としてふさわしくない行為があった場合

2 解嘱にあたっては、解嘱通知書（様式2）を交付する。

(学校評議員の報告)

第7条 校長は、評議員を委嘱または解嘱した場合、県教育委員会に報告する。（年度途中の委嘱または解嘱も同様とする。）

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

県高 SAKURA プロジェクトについて

I 検討の経緯

(1) 3本の流れ

- ・ 明治35年（1902）の創立から120年近く継承する校訓に基づき、地域とともに築いてきた人間性の育成を主眼とする活動
- ・ 平成21年（2009）から特色類型を設置し、現在のGLiS類型につながる、自然科学分野のリーダー育成を主眼とする活動
- ・ 平成27年（2015）から国の支援を受けて取り組んだスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業における思考力や判断力の育成を主眼とする活動

(2) 検討委員会の設置

- ・ 名称 県高ポリシー検討会議
- ・ 構成 管理職、主幹教諭、教諭 8名
- ・ 回数 4回（令和元年10月から月1回）

2 教育理念の策定

(1) 基本理念

- 情報技術や科学技術などの急速な発展により、さらにグローバル化が進み、変化が激しく、予測が難しい社会が到来しつつある。
- そのような中、生徒たちが生きがいを持って豊かな人生を送り、魅力と活力のある新しい社会を創造する必要がある。
- そのため、世界に視野を開くとともに自己がよって立つ地域社会を直視し、推測困難な未来への道を切り拓く力を育成しなければならない。

(2) めざす人間像

- グローカル・リーダー（GL）
世界や地域の課題を自分の課題としてとらえ、解決に向けて深く探究するとともに仲間と一緒に活動をする人物

(3) 育成する資質・能力

- GLに求められる資質・能力として次の「3つの心と4つの力」を育成する。
3つの心（校訓）
 - ・ 誠 実：偽りのない真心
 - ・ 克 己：己に打ち克つ心
 - ・ 忠 恕：他を思いやる心4つの力
 - ・ 読 解 力：知識・技能を身に着け、ありのままに理解する力
 - ・ 思 考 力：知識・技能を駆使し、論理的・批判的に考え、判断する力
 - ・ 協 働 力：貢献の意志を持ち、多様な人々とともに活動する力
 - ・ 探 究 力：自ら問いを発し、調査・研究を深めるとともに発信する力

3 教育活動の改善

多様な教育活動を5つの枠組みに整理し、3つの心と4つの力を育成するため、地域等と連携した、特色のある活動を実施する。

(1) 探究活動

課題を見つけ、調査・研究を進めるとともにその成果を広く発信する活動

【活動例】 **新**地域課題の探究活動 + 伊丹市との連携

・教科での探究活動

拡探究活動の教員研修 + 地域大学、中学校との連携

(2) 理数活動

GLiS類型を中心とした自然科学分野での興味、関心、知的好奇心を高める活動

【活動例】 ・理数特別講義 + 企業等との連携

・研究機関訪問 + 大学等との連携

・理数系ALTによる専門授業

(3) 国際活動

海外姉妹校等と連携し、英語でコミュニケーションし、国際交流を深める活動

【活動例】 **新**短期留学 + ニュージーランドの高校との連携

・国際修学旅行 + 台湾の姉妹校との連携

新オンライン研究交流 + 海外大学等との連携

(4) ことば文化活動

「ことば文化都市」伊丹市の社会教育機関等と連携し言語運用力を高める活動

【活動例】 **拡**演劇製作 + 市立劇場との連携

・俳句作成（懸賞応募）+ 柿衛文庫との連携

・生徒英語授業 + 小学校との連携

(5) 自主活動

自ら興味関心のある取組を仲間とともに計画実施し、自主性を高める活動

【活動例】 ・自由自治生徒会活動 + PTA・同窓会・地域との連携

・相互信頼を築くHR活動 + PTA・同窓会・地域との連携

拡将来も持続可能な部活動 + PTA・同窓会・地域との連携

説明資料 2

COVID-19 感染拡大防止について

1 対応の目標

安全・安心・学力

2 対応の概要

① 安全の確保	<ul style="list-style-type: none">・新しい生活様式の徹底<ul style="list-style-type: none">ア 咳エチケットイ マスク着用ウ 3密の排除エ 消毒・手洗いの励行 等・風邪症状者の自宅待機・「学校再開要領」の策定
② 安心の醸成	<ul style="list-style-type: none">・多様な連絡方法の確保<ul style="list-style-type: none">ア 学校公式HPの活用イ 県高メールの活用ウ 県高特設ブログの設置・双方向コミュニケーションの確立<ul style="list-style-type: none">ア 教育SNS（エドモド）の立ち上げイ オンライン会議に係る教職員研修実施
③ 学力の保障	<ul style="list-style-type: none">・学習課題の郵送・授業動画の配信（ユーチューブの活用）・学習支援サービス（スタディサプリ）の活用

3 今後の課題

(1) 休業中の授業・行事の代替

- ・夏季休業の短縮（8/1～8/19）
- ・オリエンテーション合宿、遠足 → 秋季遠足の実施を検討
- ・県伊祭 → 体育祭の文化取組を検討
- ・台中第2中東高級学校への国際修学旅行 → 国内（沖縄）修学旅行を検討

(2) 県高SAKURAプロジェクトの展開

ア 広 報

- ・「学校案内2020」の伊丹市、川西市、猪名川町、宝塚市の中学3年生全員に配布
- ・学校説明会等を6回開催（例年より1回多い）
- ・FMいたみ番組に校長・生徒出演（校長分の放送 7/23（木）11：30～、15：00～）

イ 連携活動

- ・県伊祭ヤングフェスティバル（演劇祭） → 中止（1年生に前倒して指導を検討）
- ・台中第2中等高級学校受入（令和2年） → 令和3年3月実施を検討
- ・ニューヨーク海外研修（令和3年3月） → 中止（NZ短期留学の準備を検討）

今後の予定について

1 1, 2年合同成果発表会

日 程 3月18日(木) 10:00~11:30
場 所 いたみホール
備 考 時間帯は今後調整します

2 第2回HSH運営指導委員会並びに学校評議員会

日 程 3月18日(木) 11:30~12:30
場 所 いたみホール
備 考 時間帯は今後調整します

目 次

第 1 回 HSH 運営指導委員会並びに第 1 回学校評議員会の実施について	p 1
兵庫県立伊丹高等学校 HSH 運営指導委員会設置要綱	p 2
(参考) ひょうごスーパーハイスクール 実施要項 兵庫県教育委員会	p 3
兵庫県立伊丹高等学校学校評議員設置要綱	p 4
説明資料 1 県高『SAKURA プロジェクト』について	p 5, 6
説明資料 2 COVID-19 感染拡大防止について	p 7
今後の予定について	p 8